

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	猪苗代町 (07408)
地域名 (地域内農業集落名)	見柵広域地区 (見柵集落・中町集落・上新町集落・九軒町集落・神明町集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	65 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	65 ha
② 田の面積	65 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	16 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	16 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

現在、個々の担い手や集落営農法人を中心に地域農業を実践し農地の維持を図っている。しかし、地域自体の人口が減少傾向であり、さらに、少子高齢化が進んでいるため、地域の担い手への農地の集積や新たに担い手の確保が必要となっている。また、昨今の資材費等の高騰により農業者の経営は非常に厳しいものがあり、更なる収益源の確保や高付加価値化、省力化、低コスト化などの取り組みが必要となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

集落自体の体制維持のための住民の福利厚生や災害対策等の非農業活動の活性化や、それらの取り組みを実施する経費の確保のため集落の基幹産業である農業を核とした各種収益事業の強化を行い、さらに、集落営農法人への農地や人材の集積により集落農地や農業生産体制の維持を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

担い手については、今後も営農を継続するとともに、担い手以外の農業者については目標年度までに集落営農法人へ農用地を集積を行っていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	78%	将来の目標とする集積率	100%
--------	-----	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手へ農用地を集約するとともに、効率化の観点から耕作農用地の入れ替えについても検討していく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は営農改善組合に相談を行った上で、原則として農地中間管理機構を利用する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
個人の中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し中心経営体である集落営農法人により営農を継続を実施する。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
集落営農法人を中心とした地域の担い手への農地の集積を進め、集落営農法人内で部門管理性を実施し多様な栽培に取り組み、多様な農産物の栽培や6次産業化、体験農業、交流人口の増加の取り組みなどを実践し、多様な経営部門の育成により強靱な経営体への推進を強化する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現在、中心経営体である集落営農法人にて、無人航空機(ドローン)による農薬や追肥の散布作業受託を行っており、地域内の個人の農業者について農作業の効率化を図るため農薬や追肥の散布作業は集落営農法人へ委託することとしている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策については、計画農地を囲むように全長約6kmの電気柵を設置するとともに、集落の若者に狩猟免許を取得させ対策を実施しており、今後も継続する。
- ③スマート農業については、肥料農薬等散布用ドローンを導入するとともに、農機自動操舵システム(トラクター等)を導入し、省力化や低コスト化、作業者の疲労の低減などを実践しており、今後も新たな機材の導入も含め積極的に取り組んでいく。
- ⑤果樹等については、新たな特産品や高付加価値生産物の清算、新たな収益源の確保の取り組みとして、ワイン用ブドウの栽培に取り組んでいる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	1	水稲、そば、野菜、果樹	16.7 ha	ha	水稲、そば、野菜、果樹	30.8 ha	ha		
認農	2	水稲、そば、野菜	6.9 ha	ha	水稲、そば、野菜	6.9 ha	ha		
認農	3	水稲	8.8 ha	ha	水稲	8.8 ha	ha		
認農	4	水稲	5 ha	ha	水稲	5 ha	ha		
認農	5	水稲、そば、野菜	4.7 ha	ha	水稲、そば、野菜	4.7 ha	ha		
認農	6	水稲	2.5 ha	ha	水稲	2.5 ha	ha		
認農	7	水稲	3.7 ha	ha	水稲	3.7 ha	ha		
利用者	8	水稲	2.6 ha	ha	水稲	2.6 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		50.9 ha	0 ha		65 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	1	肥料散布、農薬散布	水稻、野菜、果樹

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	50	うち計画同意者数(人・%)	30	(60%)
-------------	----	---------------	----	-------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

見祢広域 目標地図

